附　則

（施行期日）

１　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第一号、別紙様式第三号、別紙様式第五号及び別紙様式第七号は、令和八年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府厚生労働省令第十七号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別紙様式第13号（第147条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地
名称
氏名

（記載上の注意）

［略］

［１～４　略］

５　事務所の状況

名　称	所 在 地	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容
計　　店			

（記載上の注意）

［略］

６　［略］

改正前

別紙様式第13号（第147条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地
名称
氏名

（記載上の注意）

［同左］

［１～４　同左］

５　事務所の状況

名　称	所 在 地	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容

（記載上の注意）

［同左］

６　［同左］